

【融資主体支援タイプおよび融資主体支援タイプのうち先進農業経営確立支援タイプについて】

(1) 両タイプの違いについて

- ・融資主体支援タイプのうち、先進的農業経営確立支援タイプは、助成対象者ごとの助成金額の上限が法人1,500万円、個人1,000万円ですが、通常の融資主体支援タイプについては法人・個人を問わず300万円となっています。また、配分基準ポイントが異なります。
- ・地域計画における目標地図に位置づけられることが確実である経営体であり、水田作等においては目標年度に20ha以上の経営面積が確実である経営体は、上限額が600万円に引き上げられます。
- ・要望はいずれかのタイプにしか行えません。それぞれのタイプについて、資料等で確認できた配分基準ポイントの高い順に予算が配分されます。

(2) 事業内容について

- ・事業内容は単年度で完了すること、整備内容ごとに50万円以上であること、耐用年数がおおむね5年以上20年以下であること、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと、融資を活用することが必要です。
- ・整備を予定している機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。また、農業経営改善計画（または青年等就農計画）や人・農地プランと計画の整合性がとれていることが必要です。
- ・助成金の額は、次の（ア）から（ウ）までのうち最も低い額が限度となります。

（ア）事業費に10分の3を乗じて得た額

（イ）融資額

（ウ）事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

これは、交付決定後においても見積もり合わせ等により事業費が変更されれば同様です。

- ・下取りは実質値引きに相当しますので、事業費から減額してください。
- ・今回の事業で設定する目標が過去に行った関連事業（経営体育成支援事業、担い手確保・経営強化支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援事業の両タイプ）で設定した成果目標を達成しなければ要望できません。経営体育成支援事業や強い農業・担い手づくり総合支援事業の両タイプにあつては目標年度前でも目標値を超過していれば達成とみなされますが、担い手確保・経営強化支援事業においては目標年度以降で目標値を超過していなければ達成とみなされません。
- ・現状及び目標年度までの各年度の目標設定の根拠とした資料等は、ご提出いただく必要があります。

◎事業が採択された場合、整備した施設や機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者に要保証などに加入をする必要があります。また、処分制限期間において加入等が継続される必要があります。

(3) 目標設定と予算の配分基準ポイントについて

- ・「付加価値額の拡大」は必須目標です。この目標については、収入総額－費用総額＋人件費を数値として設定するものです(「付加価値額の算出方法」参照)。
- ・さらに選択目標の1つ以上の項目について、令和6年度を目標年度とする数値目標を設定する必要があります。
- ・「経営面積の拡大」は、農地中間管理機構から賃借権等の設定等の有無、これから面積拡大する程度によって、ポイント化される数値が異なります。ポイント化した場合、目標に経営面積の拡大を掲げなければなりません。また、経営全体で経営面積の拡大を行うことが必要です。
- ・配分基準ポイント(資料等で確認できるもの)の高い順に予算が配分されます。

※法人化ポイントについて、これから法人化することでポイント化する場合は、目標にも掲げる必要があります。

(4) 導入機械等の規模決定について

- ・現状どういった課題があり、それを改善するために導入する機械が必要であること、また、要望されている機械規模がなぜ必要なのか、それよりも小さい規模ではなぜ支障があるのかについて説明を記載し、参考様式に基づき資料等とともにご提出ください。単純更新や過剰投資と判断される場合は事業を実施いただけませんので、要望調査時点で十分検討ください。なお、事業実施地区内で過半を使用していただく必要があります。

(5) その他

- ・事業採択の候補者として通知を受けられた場合、迅速に対応できるようにご準備ください。
- ・令和6年度内の納品が必須であり、また令和6年度中の機械・設備の活用が原則となります(交付決定の時期により機械の活用ができなかった場合は翌年度の活用で構いません)。
- ・免税事業者もしくは簡易課税事業者として助成を受ける場合、免税事業者であることを証する書類を別途ご提出いただくこととなります。任意組織については構成員すべてについて、確認を行う必要があります。
- ・事業採択の候補者としての通知を受けられた後で、自己都合で辞退される場合、理由によっては今後の補助が受けられない場合もあります。
- ・スマート農業優先枠の対象となる農業用機械・施設については、優先採択枠があります。
- ・集約型農業経営優先枠の対象となるのは①耕種農家、②目標年度の付加価値額が1ha当たり50万円以上、③目標年度の経営面積が現状より縮小しない、この3つ全ての要件を満たす場合です。この場合、ポイントの算定が異なります。
- ・その他不明点がありましたら問い合わせ先まで個別にご相談ください。